

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親愛会（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委託を受け、下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、法人職員が役員の場合は、本条第2項を除き支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合

一日につき 5,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合

一日につき 6,000円

2 役員等が、法人の業務で外部に出張する場合は、親愛会旅費規程によりその費用を支給することとする。また、法人職員を兼ねる役員等が、法人の業務で外部に出帳する場合もこれに準ずるものとする。

(改正・改廃)

第4条 この規程の改正及び改廃については、評議員会の議決を要するものとする。

附 則

この規程は、平成23年 5月23日から施行する。

平成29年 7月 1日 一部改正